

平成30年度の1人当たり保険料(税)の 算定結果(市町村別)

【留意事項】

- ・ この算定は、国の依頼に基づき平成30年1月に行ったもので、算定に用いた係数は、国からとして示されたものです。
- ・ 平成30年度の数値は新制度を当てはめて算出したもの、平成29年度の数値は一定の仮定により算出したものであり、いずれも実際に各市町村において賦課される保険料(税)額とは異なります。

算定に当たっての主な条件等 ①

- 下記のほか、国の示す算定式、係数を用いています。
- 年齢調整後の医療費指数を反映する係数 α は「1」です。
- 応能分による割合を調整する所得係数は、原則通り β （国の示す係数）を使用しています。
- 医療分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の全てにおいて、納付金算定基礎額の配分方式と市町村標準保険料率の算定方式は、ともに3方式（所得割、均等割、平等割）です。
- 医療分において、平成29年度から平成30年度の医療給付費の被保険者1人当たりの伸び率は、過去の市町村ごとの医療給付費の伸び率等を踏まえ2.91%としています。
- 1人当たり保険料（税）額の算定に用いる標準的な収納率は、市町村別の直近3ヶ年（平成26～28年度）平均の実績値です。
- 賦課限度額は、平成29年度における政令上の額としています。

算定に当たっての主な条件等 ②

- 保険料が急激に上昇することのないよう、激変緩和措置を講じています。
- 激変緩和措置の丈比べは、被保険者1人当たり納付金額ベースで行っています。
- 激変緩和措置の対象は、医療分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の合計で、平成28年度に対し平成30年度の当該合計の伸び率が一定割合を超過する市町村です。
- 一定割合は、平成28年度から平成30年度の被保険者1人当たり納付金額ベースでの増加割合（自然増）見込みに1年当たり0.5%を加算した値（4.32%（単年度換算では2.14%））です。
※医療分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の合計の納付金額ベースの率であり、医療給付費の伸び率とは異なります。

1人当たり保険料（税）額の算定結果

【確定係数による算定（平成30年1月）】

（単位：円、％）

市町村名	平成30年度		平成29年度	増減額		増減率		(参考2) 1人当たり 納付金額ベース の増減率
	ア	(参考1)イ		ウ	エ=ア-ウ	オ=イ-ウ	エ÷ウ	
岐阜市	125,514	118,456	124,074	1,440	▲ 5,618	1.16	▲ 4.53	0.97
大垣市	122,675	116,220	120,128	2,547	▲ 3,908	2.12	▲ 3.25	1.81
高山市	121,424	115,157	121,788	▲ 364	▲ 6,631	▲ 0.30	▲ 5.44	0.77
多治見市	107,922	101,887	106,242	1,680	▲ 4,355	1.58	▲ 4.10	1.97
関市	109,151	102,613	113,149	▲ 3,998	▲ 10,536	▲ 3.53	▲ 9.31	▲ 2.99
中津川市	106,568	100,760	104,367	2,201	▲ 3,607	2.11	▲ 3.46	1.96
美濃市	121,440	114,946	123,222	▲ 1,782	▲ 8,276	▲ 1.45	▲ 6.72	▲ 1.21
瑞浪市	113,664	107,546	113,201	463	▲ 5,655	0.41	▲ 5.00	1.55
羽島市	115,548	109,013	115,878	▲ 330	▲ 6,865	▲ 0.28	▲ 5.92	▲ 0.36
恵那市	106,594	100,738	104,869	1,725	▲ 4,131	1.64	▲ 3.94	0.82
美濃加茂市	112,103	105,694	119,800	▲ 7,697	▲ 14,106	▲ 6.42	▲ 11.77	▲ 2.51
土岐市	108,444	102,749	110,175	▲ 1,731	▲ 7,426	▲ 1.57	▲ 6.74	1.59
各務原市	120,039	113,509	116,657	3,382	▲ 3,148	2.90	▲ 2.70	1.52
可児市	112,790	106,544	111,897	893	▲ 5,353	0.80	▲ 4.78	0.84
山県市	110,623	104,357	111,837	▲ 1,214	▲ 7,480	▲ 1.09	▲ 6.69	0.05
瑞穂市	118,294	111,892	115,718	2,576	▲ 3,826	2.23	▲ 3.31	0.81
飛騨市	99,420	93,915	102,020	▲ 2,600	▲ 8,105	▲ 2.55	▲ 7.94	1.96
本巣市	109,661	103,512	106,554	3,107	▲ 3,042	2.92	▲ 2.86	1.96
郡上市	115,272	108,794	118,279	▲ 3,007	▲ 9,485	▲ 2.54	▲ 8.02	▲ 1.90
下呂市	113,927	107,638	114,223	▲ 296	▲ 6,585	▲ 0.26	▲ 5.77	1.97
海津市	115,157	108,644	112,189	2,968	▲ 3,545	2.65	▲ 3.16	1.41
岐南町	124,514	117,444	130,077	▲ 5,563	▲ 12,633	▲ 4.28	▲ 9.71	▲ 3.86
笠松町	123,300	115,841	122,373	927	▲ 6,532	0.76	▲ 5.34	1.96
養老町	91,301	84,867	90,239	1,062	▲ 5,372	1.18	▲ 5.95	1.92
垂井町	105,200	99,132	105,253	▲ 53	▲ 6,121	▲ 0.05	▲ 5.82	1.38
関ヶ原町	102,273	96,055	104,368	▲ 2,095	▲ 8,313	▲ 2.01	▲ 7.96	1.95
神戸町	112,203	106,189	110,762	1,441	▲ 4,573	1.30	▲ 4.13	1.97
輪之内町	114,090	107,742	111,961	2,129	▲ 4,219	1.90	▲ 3.77	1.66
安八町	107,419	101,490	106,064	1,355	▲ 4,574	1.28	▲ 4.31	1.96
揖斐川町	105,405	99,481	104,839	566	▲ 5,358	0.54	▲ 5.11	0.19
大野町	112,396	106,438	112,889	▲ 493	▲ 6,451	▲ 0.44	▲ 5.71	1.29
池田町	98,974	93,439	100,477	▲ 1,503	▲ 7,038	▲ 1.50	▲ 7.00	1.96
北方町	108,450	101,593	106,920	1,530	▲ 5,327	1.43	▲ 4.98	1.95
坂祝町	91,389	85,438	87,246	4,143	▲ 1,808	4.75	▲ 2.07	1.94
富加町	104,330	98,211	106,105	▲ 1,775	▲ 7,894	▲ 1.67	▲ 7.44	▲ 0.85
川辺町	90,801	84,872	88,660	2,141	▲ 3,788	2.42	▲ 4.27	1.94
七宗町	79,013	73,340	77,695	1,318	▲ 4,355	1.70	▲ 5.61	1.93
八百津町	119,648	113,345	119,306	342	▲ 5,961	0.29	▲ 5.00	1.91
白川町	106,532	100,717	113,281	▲ 6,749	▲ 12,564	▲ 5.96	▲ 11.09	▲ 2.09
東白川村	146,212	139,106	140,745	5,467	▲ 1,639	3.88	▲ 1.16	1.97
御嵩町	106,344	99,952	105,178	1,166	▲ 5,226	1.11	▲ 4.97	1.95
白川村	106,926	99,334	103,107	3,819	▲ 3,773	3.70	▲ 3.66	1.91
単純平均	110,546	104,253	110,329	217	▲ 6,076	0.20	▲ 5.51	0.83

本資料は、各市町村の被保険者1人当たりの保険料総額（医療給付費分、後期高齢者医療制度支援金分、介護保険納付金分の合計）を算定したものである。

被保険者1人当たりの医療給付費の伸び率は、2.91％。
被保険者1人当たりの保険料（税）額の増減率は、単純平均ベースで0.20％。

「(参考1)」欄の数値は、医療給付費等の伸びがないと仮定した場合の数値。

平成30年度と平成29年度との数値の増減には、①制度改正に伴う算定方法の変更のほかに、②各市町村からの報告により計上した保健事業に要する経費、過年度分の保険料（税）収納額などが反映されている。
このうち、②の影響を除外するため、「(参考2)1人当たり納付金額ベースの増減率」欄の数値により、激変緩和措置を講じた後の各市町村の納付金総額（医療給付費分、後期高齢者医療制度支援金分、介護保険納付金分の合計）を各市町村の被保険者数で除したものの増減率を示している。なお、平成30年度の数値には、市町村に交付される特別調整交付金及び被保険者努力支援制度による公費拡充分を含まない。

<算定の前提条件>

- ・「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について（ガイドライン、平成29年7月現在。）」に基づき、市町村報告による基礎データ及び平成29年12月25日付け保国発1225第1号にて国が示した確定係数を用いて、「国保事業費納付金等算定標準システム」により算定。
- ・平成29年度については、平成28年度決算額と平成30年度算定値との間の伸び率の平方根を、平成28年度決算額に乗じたものであり、実際の保険料（税）とは異なる。
- ・保険料軽減制度・繰越金・基金繰入金・一般会計繰入金については、平成29年度、平成30年度とも行っていないものとしている。

1) 平成30年度以降の公費拡充分は、全国1,700億円規模のうち1,600億円を含む。

2) 算定方式：3方式（所得額、被保険者数、世帯数を用いた算定）
α = 1：医療費水準の格差を完全に反映
β：国の示す値
※β…応能と応益の割合を調整する係数
(国の示す値 1.0644494118019(医療分等))

収納率：市町村ごとの直近過去3ヶ年の平均値
激変緩和措置の対象となる伸び率設定：2.14％
(自然増+0.5％)